

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 一四
- 救急病院等を定める省令第一条第一項の申出が撤回された件 一四
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 一四
- 土地改良法により換地計画を定めた件三件 一四
- 道路の区域を変更する件 一四
- 浸水想定区域を指定した件 一四
- 都市公園を設置する件 一四

告示

福島県告示第二百五十八号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和八年四月一日救急病院として認定した。
 令和八年四月三日

名称	所在地	福島県知事	内堀雅雄
福島県立南会津病院	南会津郡南会津町永田字風下 一四一	認定有効期限	令和十一年三月三十一日
（地域医療課）			

福島県告示第二百五十九号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により認定した次の救急病院の開設者は、救急業務に関し協力する旨の申出を撤回した。
 令和八年四月三日

名称	所在地	福島県知事	内堀雅雄
福島県厚生農業協同組合連合会 高田厚生病院	大沼郡会津美里町字高田甲二九八一番地	（地域医療課）	

福島県告示第二百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和八年四月三日から同年五月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び矢吹町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
 令和八年四月三日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地 福島県知事 内堀雅雄
 - 二 法第八条第一項の規定により矢吹町から聴取した意見の概要 クスリのアオキ矢吹新町店 福島県西白河郡矢吹町新町百八十六番一ほか
 - 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要 意見なし
- （商業まちづくり課）

福島県告示第二百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、広野地区門沢工区の県管区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
 令和八年四月三日

- 一 縦覧に供する書類 福島県知事 内堀雅雄
 - 二 換地計画書の写し
 - 三 縦覧の期間 令和八年四月六日から 月二十七日まで （二十二日間）
 - 四 縦覧の場所 同 月二十七日まで
 - 五 広野町役場
 - 六 その他
- この換地計画について不服があるときは、土地改良法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十

五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
 また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村基盤整備課)

福島県告示第二百六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、広野地区代工区の県管区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年四月三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年四月六日から

同 月二十七日まで (二十二日間)

三 縦覧の場所

広野町役場

四 その他

この換地計画について不服があるときは、土地改良法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村基盤整備課)

福島県告示第二百六十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、広野地区亀ヶ崎工区の県管区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年四月三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年四月六日から

同 月二十七日まで (二十二日間)

三 縦覧の場所
 広野町役場

四 その他

この換地計画について不服があるときは、土地改良法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村基盤整備課)

福島県告示第二百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道いわき上三坂小野線	いわき市泉町下川字大剣三二六番一三地先から 同 市山田町和久二九番二地先まで	変更前	一一・七 二八五・七	八、五五〇・〇
	いわき市泉町下川字大剣三七五番地先から 同 市山田町和久二九番二地先まで	変更後	一一・七 二二九・五	八、二六〇・〇

(道路計画課)

公 告

公告第八十二号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、泉郷川、十石川、九竜滝川、大倉川、黒森川及び車川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。
この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県中建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和八年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

（河川整備課）

公告第八十三号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

令和八年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 名称

福島県復興祈念公園

二 位置

双葉郡浪江町大字両竹字的場、字北庄司口、字庄司口、字原田、字蛭田、字本町及び字森合、浪江町大字中浜字西川原

双葉郡双葉町大字中浜字本町、字西川原及び字南川原、双葉町大字両竹字北細田、字細田及び字増田、双葉町大字中野字渋江、字宮ノ脇、字高田及び字羽山前

三 区域

別添図面のとおり

四 供用開始の期日

令和八年四月二十五日

（「別添図面」は、省略し、その図面を福島県土木部都市総室まちづくり推進課及び福島県相双建設事務所において、一般の縦覧に供する。）

（まちづくり推進課）